

## 新旧対照表

○神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例施行規則

新			旧		
別表第1（第1条の2、第4条関係）			別表第1（第1条の2、第4条関係）		
公共的施設	用途	指定施設の規模等	公共的施設	用途	指定施設の規模等
1（略）			1（略）		
2 教育文化施設	(1)（略）	(略)	2 教育文化施設	(1)（略）	(略)
	(2) 図書館及びこれに類する施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア（略） イ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第31条第1項に規定する博物館に相当する施設 ウ（略）			(2) 図書館及びこれに類する施設のうち次に掲げるものの用に供するもの ア（略） イ 博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第1項に規定する博物館及び同法第29条に規定する博物館に相当する施設 ウ（略）	
	(3)・(4)（略）			(3)・(4)（略）	
3（略）			3（略）		
4 福祉施設	社会福祉施設及びこれに類する施設のうち次に掲げるものの用に供するもの (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設及び同法第10条の2第1項に規定するこども家庭センター ニ (2)・(3)（略） (削除)	(略)	4 福祉施設	社会福祉施設及びこれに類する施設のうち次に掲げるものの用に供するもの (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設 (2)・(3)（略） (4) 売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条に規定する婦人保護施設 (5)・(6)（略） (7) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センター ニ	(略)
	(4)・(5) (削除)			(7) 母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条第1項に規定する母子健康包括支援センター ニ	

新			旧		
	<u>(6)～(8)</u> (略) <u>(9) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設</u> <u>(10) (1)から(9)までに掲げる施設に類するもの</u>			<u>(8)～(10)</u> (略) (新規)  <u>(11) (1)から(10)までに掲げる施設に類するもの</u>	
5～18 (略)			5～18 (略)		
備考 (略)			備考 (略)		

新		旧	
別表第2（第2条関係）		別表第2（第2条関係）	
1 公共交通機関の施設以外の公共的施設に関する整備基準		1 公共交通機関の施設以外の公共的施設に関する整備基準	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1～7 (略)		1～7 (略)	
8 便所	<p>(1) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設において設ける場合を除く。）は、次に定める構造の便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、アに定める便房、エ又はオに定める便房及びケに定める便房は、それぞれを別に設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、これらを組み合わせて同一の便房に設けることができる。</u></p> <p>ア <u>次に定める構造の車椅子使用者用便房（車椅子使用者が利用しやすい便房をいう。以下同じ。）を1以上設けること。</u></p> <p>(イ) <u>腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。</u></p> <p>(ウ) <u>車椅子使用者が円滑に利用できるように、十分な空間を確保すること。</u></p> <p>(エ) <u>出入口には、車椅子使用者用便房である旨（当該便房に介助用大型ベッド（障害者、高齢者等のおむつ交換その他の介助等の用に供するためのベッドで、長さが120センチメートル以上のものをいう。以</u></p>	<p>8 便所</p> <p>(1) <u>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所を設ける場合（無床診療所、小規模店舗及び小規模興行・遊興施設において設ける場合を除く。）は、誰もが円滑に利用することができるように、次に定める構造の便房（以下「みんなのトイレ」という。）を1以上設けた便所を1以上設けること。ただし、当該便所内に、出入口が主たる経路に接続する車椅子使用者用便房（車椅子使用者その他の障害者等が円滑に利用することができるように、十分な床面積を確保し、かつ、腰掛便座、手すり等を適切に配置した便房をいう。以下同じ。）及び障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房をそれぞれ1以上（幼稚園及び保育所にあつては、当該車椅子使用者用便房を1以上）設けることにより、みんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる場合は、この限りでない。</u></p> <p>ア <u>出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</u></p>	

新	旧
<p><u>下同じ。)を設けた場合は、その旨を含む。)を分かりやすい方法で表示すること。</u></p> <p><u>イ 便所及びアに定める便房の出入口は、次に掲げるものであること。</u></p> <p><u>(ア) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</u></p> <p><u>(イ) 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。</u></p> <p><u>ウ 別表第1の1の項(事務所の用に供するものに限る。以下ウにおいて同じ。)、2の項((2)から(4)までの用に供するものに限る。以下ウにおいて同じ。)、3の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設(用途面積が1,000平方メートル以上であるものに限る。)、同表5の項に掲げる公共的施設(用途面積が2,000平方メートル以上であるものに限る。)、同表17の項に掲げる公共的施設又は同表18の項に掲げる公共的施設(同表1の項から3の項まで、5の項又は13の項から15の項までに掲げる公共的施設を含むものであって、これらの施設の用途面積の合計が2,000平方メートル以上であるものに限る。)であって、不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要とするものが利用するものにあつては、アに定める便房のうち1以上の便房に、介助用大型ベッドを設けるよう努めること。ただし、不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要とするものが利用できる介助用大型ベッドを当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>エ 用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設(別表第1の1の項(事務所の用に供するものに限る。以下エにおいて同じ。)、2の項((2)から(4)までの用に供するものに限る。以下エにおいて同じ。)、5の項、13の項及び18の項(同表1の項、2の項、5の項又は13の項に掲げる公共的施設を含むも</u></p>	<p><u>イ 戸を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。</u></p> <p><u>ウ 出入口は、主たる経路に接続すること。</u></p> <p><u>エ 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。</u></p>

新	旧
<p><u>のであって、これらの施設の用途面積の合計が1,000平方メートル以上であるものに限る。)</u>に掲げるものであって、<u>不特定かつ多数の乳幼児同伴者(乳幼児を同伴する者をいう。以下同じ。)</u>が利用するものに限る。<u>カにおいて同じ。)</u>にあつては、<u>乳幼児用の椅子を設けた便房を1以上設け、その旨を当該便房の出入口に分かりやすい方法で表示すること。</u></p> <p><u>オ エに該当する施設以外の公共的施設にあつては、乳幼児用の椅子を設けた便房を1以上設け、その旨を当該便房の出入口に分かりやすい方法で表示するよう努めること。</u></p> <p><u>カ 用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設にあつては、乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備を設けること。ただし、不特定かつ多数の乳幼児同伴者が利用できるおむつ交換のための設備を当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>キ カに該当する施設以外の公共的施設にあつては、乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備を設けるよう努めること。ただし、不特定かつ多数の乳幼児同伴者が利用できるおむつ交換のための設備を当該公共的施設内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ク 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>ケ 障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた次に定める構造の便房を1以上設けること。ただし、幼稚園、保育所及び幼保連携型認定こども園にあつては、この限りでない。</u>  <u>(ア) 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。</u>  <u>(イ) 出入口には、障害者等が円滑に利用することが</u></p>	<p><u>オ 乳幼児用のベッド及び椅子を設置するよう努めること。</u></p> <p><u>カ 車椅子使用者が円滑に利用することができる空間を確保すること。</u></p> <p><u>キ 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</u></p> <p><u>ク 障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けること。ただし、幼稚園及び保育所にあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>ケ 出入口には、誰もが利用できる旨を分かりやすい方法で表示すること。</u></p>

新		旧	
	<p><u>できる構造の水洗器具を設けた便房である旨を分かりやすい方法で表示すること。</u></p> <p>コ <u>便所の出入口には、障害者等が円滑に利用することができる構造の便房等を設けた便所である旨を、当該便房等の有する機能に応じて、分かりやすい方法で表示すること。</u></p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所（(1)に定める構造のものを除く。）を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア～カ （略）</p>		<p>(新規)</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する便所（<u>みんなのトイレのみで構成されているもの及び(1)ただし書の規定によりみんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められるものを除く。</u>）を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上（男女用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>ア～カ （略）</p>
9	(略)	9	(略)
10	<p>客室 別表第1の4の項及び10の項に掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する客室を設ける場合は、次に定める構造の客室を1（客室数の合計が100室を超えるときは、客室数の合計に100分の1を乗じて得た数。ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）以上設けること。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 便所は、次に掲げるものであること。ただし、別表第1の4の項に掲げる公共的施設において客室の外部に<u>8の項(1)に定める構造の便所</u>を設ける場合及び<u>同表10の項に掲げる公共的施設において当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（アに定める便房が設けられたものに限る。）</u>が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p><u>ア 便所内に次に定める構造の車椅子使用者用便房を設けること。</u></p>	<p>10 客室 別表第1の4の項及び10の項に掲げる公共的施設において、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者等が利用する客室を設ける場合は、次に定める構造の客室を1（客室数の合計が100室を超えるときは、客室数の合計に100分の1を乗じて得た数。ただし、その数に1未満の端数があるときは、これを1に切り上げるものとする。）以上設けること。</p> <p>(1)～(5) （略）</p> <p>(6) 便所は、次に掲げるものであること。ただし、別表第1の4の項に掲げる公共的施設において客室の外部に<u>みんなのトイレ</u>を設ける場合及び<u>別表第1の10の項に掲げる公共的施設において当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車椅子使用者用便房が設けられたものに限る。）</u>が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。</p> <p><u>ア 便所内に車椅子使用者用便房を設けること。</u></p>	

新		旧	
	<p>(ア) <u>腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。</u></p> <p>(イ) <u>車椅子使用者が円滑に利用することができるように、十分な床面積を確保すること。</u></p> <p>イ アに定める便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) ・ (イ) (略)</p> <p>(7) (略)</p>		<p>イ <u>車椅子使用者用便房</u>及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。</p> <p>(ア) ・ (イ) (略)</p> <p>(7) (略)</p>
11 (略)		11 (略)	
12 標識及び案内設備	<p>(1) 障害者等が円滑に利用できるように、<u>車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、8の項(1)に定める構造の便所又は授乳及びおむつ交換のための場所(介助用大型ベッドを便所以外の場所に設けた場合は、その場所を含む。以下(1)及び(2)において同じ。)</u>の付近には、それぞれ当該車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、<u>同項(1)に定める構造の便所又は授乳及びおむつ交換のための場所</u>があることを表示する標識を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項、8の項(寄宿舎の用に供するものに限る。)、9の項、12の項及び16の項から18の項までに掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。</p> <p>(2) 障害者等が円滑に利用できるように、案内板その他の設備を次のように設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ア 建築物(小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項、8の項(寄宿舎の用に供するものに限る。))、9の項、12の項及び16の項から18の項までに掲げる公共的施設を除く。(2)において同じ。)又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、<u>8の項(1)に定める構造の便所又は授乳及びおむつ交換のための場所の配置を表</u></p>	<p>(1) 障害者等が円滑に利用できるように、<u>車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等又はみんなのトイレの付近</u>には、それぞれ当該車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等<u>又はみんなのトイレ</u>があることを表示する標識を設けること。ただし、小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項、8の項(寄宿舎の用に供するものに限る。))、9の項、12の項及び16の項から18の項までに掲げる公共的施設にあっては、この限りでない。</p> <p>(2) 障害者等が円滑に利用できるように、案内板その他の設備を次のように設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>ア 建築物(小規模無床診療所、小規模店舗、小規模共同住宅及び小規模興行・遊興施設並びに別表第1の7の項、8の項(寄宿舎の用に供するものに限る。))、9の項、12の項及び16の項から18の項までに掲げる公共的施設を除く。(2)において同じ。)又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等<u>又はみんなのトイレの配置を表示した案内板</u>その他の設備を設けること。ただし、</p>	

新		旧	
	<p>示した案内板その他の設備を設けること。ただし、当該車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、<u>同項(1)に定める構造の便所又は授乳及びおむつ交換のための場所の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</u></p> <p>イ 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーター等、<u>8の項(1)に定める構造の便所又は授乳及びおむつ交換のための場所の配置を点字及び文字等の浮き彫り、音声等（条例第4章の規定の適用を受ける特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第19号に規定する特別特定建築物及び条例第29条各号に掲げる同法第2条第18号に規定する特定建築物をいう。）以外の公共的施設にあっては、点字）により視覚障害者に示すための設備を設けること。</u></p> <p>(3) (略)</p>		<p>当該車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等<u>又はみんなのトイレの配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</u></p> <p>イ 建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーター等<u>又はみんなのトイレの配置を点字及び文字等の浮き彫り、音声等（条例第4章の規定の適用を受ける特別特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第19号に規定する特別特定建築物及び条例第29条各号に掲げる同法第2条第18号に規定する特定建築物をいう。）以外の公共的施設にあっては、点字）により視覚障害者に示すための設備を設けること。</u></p> <p>(3) (略)</p>
13～15 (略)		13～15 (略)	
16 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	<p>聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。</p> <p>(1) 別表第1の3の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び5の項（(1)又は(2)の用に供するものに限る。）に掲げる商業施設に<u>あっては</u>、利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を1以上の窓口等に設けること。</p> <p>(2) <u>(1)に該当する施設以外の公共的施設にあっては、利用者の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を1以上の窓口等に設けるよう努めること。</u></p> <p>(3) 別表第1の1の項、2の項（(2)から(4)までの用に供するものに限る。）及び4の項に掲げる公共的施設</p>	<p>聴覚障害者が安全かつ円滑に利用できるように、次のように整備すること。</p> <p>(1) 別表第1の3の項に掲げる医療施設（無床診療所を除く。）及び5の項（(1)又は(2)の用に供するものに限る。）に掲げる商業施設<u>において</u>、利用者（施設を利用し、当該施設においてサービス等の提供を受ける者をいう。以下同じ。）の案内、呼出しのための窓口等を設ける場合は、文字により情報を表示する設備を1以上の窓口等に設けること。</p> <p>(新規)</p> <p>(2) 別表第1の1の項、2の項（(2)から(4)までの用に供するものに限る。）及び4の項に掲げる公共的施設</p>	



新		旧	
	<p>にあつては、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けること。</p> <p>(4) (3)に該当する施設以外の公共的施設にあつては、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けるよう努めること。</p> <p>(5) 用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設(別表第1の1の項、2の項、4の項及び13の項から15の項までに掲げるものに限る。)にあつては、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けること。</p> <p>(6) (5)に該当する施設以外の公共的施設にあつては、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。</p> <p>(7) (略)</p>		<p>において、利用者の利用に供する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を設けること。</p> <p>(新規)</p> <p>(3) 別表第1の1の項、2の項、4の項及び13の項から15の項までに掲げる公共的施設において、利用者の利用に供する客席を設ける場合は、難聴者の聴力を補う設備を設けるよう努めること。</p> <p>(新規)</p> <p>(4) (略)</p>
17 授乳及びおむつ交換場所	<p>(1) 用途面積が1,000平方メートル以上である公共的施設(別表第1の1の項(事務所の用に供するものに限る。以下(1)において同じ。)、2の項((2)から(4)までの用に供するものに限る。以下(1)において同じ。)、5の項、13の項及び18の項(同表1の項、2の項、5の項又は13の項に掲げる公共的施設を含むものであつて、これらの施設の用途面積の合計が1,000平方メートル以上であるものに限る。)に掲げるものであつて、不特定かつ多数の乳幼児同伴者が利用するものに限る。)にあつては、次に定める構造の乳幼児同伴者の利用に供する授乳及びおむつ交換のための場所を1以上(授乳のための場所とおむつ交換のための場所を別々に設ける場合は、それぞれ1以上。ただし、便所におむつ交換のための設備を設けたときは、授乳のための場所を1以上とする。)設けること。</p> <p>ア 出入口の有効幅員は、乳幼児同伴者の利用に配慮した幅員とすること。</p>	(新規)	

新		旧		
	<p>イ <u>戸</u>を設ける場合には、1の項(2)エ(イ)に掲げるものであること。</p> <p>ウ <u>出入口</u>は、<u>主たる経路</u>に接続すること。</p> <p>エ <u>出入口</u>には、その場所が授乳及びおむつ交換のための場所である旨を分かりやすい方法で表示すること。 ただし、授乳のための場所とおむつ交換のための場所を別々に設けた場合等は、当該場合に応じた表示をすること。</p> <p>(2) (1)に該当する施設以外の公共的施設にあっては、(1)に定める構造の乳幼児同伴者の利用に供する授乳及びおむつ交換のための場所を1以上(授乳のための場所とおむつ交換のための場所を別々に設ける場合は、それぞれ1以上。ただし、便所におむつ交換のための設備を設けたときは、授乳のための場所を1以上とする。)設けるよう努めること。</p>			
18	休憩場所	利用者の利用に供する休憩のための場所を設けるよう努めること。	17 休憩、授乳場所等 (新規)	利用者の利用に供する休憩、授乳のための場所等を設けるよう努めること。
19	施設の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画	別表第1の1の項に掲げる公共的施設にあっては、施設の整備計画の策定等への障害者等その他の関係者の参画を得るよう努めること。		
備考 (略)		備考 (略)		
2 公共交通機関の施設に関する整備基準		2 公共交通機関の施設に関する整備基準		
	整備項目		整備基準	
	1～3 (略)			
4	便所	<p>利用者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(1) <u>次に定める構造の車椅子使用者用便房</u>を1以上設けること。</p>	<p>利用者の利用に供する便所を設ける場合は、次に定める構造の便所を1以上(男女用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(1) <u>車椅子使用者用便房</u>を1以上設けること。</p>	

新		旧	
	<p><u>ア 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置すること。</u></p> <p><u>イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるように、十分な空間を確保すること。</u></p> <p>(2) 便所及び(1)に定める便房の出入口は、別表第2の1の表4の項(2)に定める構造とすること。ただし、<u>同項(1)イ</u>については、<u>同表2の項</u>に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(3)～(7) (略)</p>		<p>(2) 便所及び車椅子使用者用便房の出入口は、別表第2の1の表4の項(2)に定める構造とすること。ただし、<u>同表の1の表4の項(1)イ</u>については、<u>同表の1の表2の項</u>に定める構造の傾斜路を設ける場合は、この限りでない。</p> <p>(3)～(7) (略)</p>
5・6 (略)		5・6 (略)	
3 (略)		3 (略)	
4 公園に関する整備基準		4 公園に関する整備基準	
整備項目	整備基準	整備項目	整備基準
1～4 (略)		1～4 (略)	
5 便所	<p>(1)～(5) (略)</p> <p><u>(6) (2)アの便房のうち1以上の便房に、介助用大型ベッドを設けるよう努めること。ただし、不特定かつ多数の障害者、高齢者等で介助等を必要とするものが利用できる介助用大型ベッドを当該公園内の別の場所に設ける場合は、この限りでない。</u></p>	5 便所	<p>(1)～(5) (略)</p> <p>(新規)</p>
6～9 (略)		6～9 (略)	

第5号様式（第3条、第5条、第9条、第10条、第13条関係）（公共交通機関の施設以外の公共的施設（動物園等以外の公共的施設）用）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

適合状況項目表

名称				
所在地				
整備項目	整備基準	適合状況	備考	チェック
1～7（略）				
8 便所	(1) みんなのトイレの構造			
	ア 出入口の有効幅員は、80cm以上	適	否	
		cm		
	イ 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	適	否	
	ウ 出入口は、主たる経路に接続	適	否	
	エ 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置	適	否	
		腰掛便座	有・無	
		手すり	有・無	
		洗面器	有・無	
	鏡	有・無		
	カ 車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保	適	否	
	キ 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	適	否	
	ク 障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設置	適 (設置有)	否 (設置無)	
	ケ 出入口に、誰もが利用できる旨を分かりやすい方法で表示	適	否	
	(2) みんなのトイレのみで構成されている便所及びみんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる便所以外の便所の構造			
	ア 便所の出入口の有効幅員は、80cm以上	適	否	
		cm		
	イ 便所及び便所の出入口の戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	適	否	
	ウ 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	適	否	
	エ 便所の構造			
	(ア) 障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置	適 (設置有)	否 (設置無)	
		腰掛便座	有・無	
		手すり	有・無	
(イ) 出入口の構造				
a 有効幅員は、80cm以上	適	否		
	cm			
b 障害者等の通行の支障となるような段を設けない	適	否		
c 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後の高低差がない	適	否		
d 床面は滑りにくい材料による仕上げ	適	否		

(旧)

	オ 男子用小便器は、手すり付きの床置き小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さ35cm以下) その他これらに類する小便器	適 (設置有)	否 (設置無)			
	カ 障害者等が円滑に利用できる構造で、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器の設置	適 (設置有)	否 (設置無)			
		手すり	適・否			
		鏡	適・否			
9 (略)						
10 客室	(略)	(略)	(略)			
		(略)				
	客 室 の 構 造	(1)~(5) (略)				
		(6) 便所の構造				
		エ 便所に車椅子使用者用便房を設置	適 (設置有)	否 (設置無)		
		イ 車椅子使用者用便房及び便所の出入口の構造				
		(ア)・(イ)	(略)	(略)		
(7) (略)						
11 (略)						
12 標識及び案内設備	(1) 車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等及びみんなのトイレの標識を設置	適 (設置有)	否 (設置無)			
		駐車区画	適・否			
		エレベーター	適・否			
		みんなのトイレ	適・否			
	(2) 案内板その他の設備の設置					
	ア 車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等及びみんなのトイレの配置を表示した案内板を設置	適 (設置有)	否 (設置無)			
		駐車区画	適・否			
エレベーター		適・否				
みんなのトイレ		適・否				
イ エレベーター等及びみんなのトイレの配置を点字及び文字の浮き彫り、音声等により視覚障害者に示すための設備を設置	適	否				
(3) (略)	(略)	(略)				
13~15 (略)						
16 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	(1) (略)	適 (設置有)	否 (設置無)			
	(2) 利用者の利用に供する会議室には、スクリーン等及びスクリーン等に文字を映し出せる機器の設置	適 (設置有)	否 (設置無)			
(新規)						

備考 (略)

第5号様式の2（第3条、第5条、第9条、第10条、第13条関係）（公共交通機関の施設以外の公共的施設（動物園等）用）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

適合状況項目表

名称					
所在地					
整備項目	整備基準	適合状況		備考	チェック
1～7（略）					
8. 便所	(1) みんなのトイレの構造				
	ア 出入口の有効幅員は、80cm以上	適	否		
		cm			
	イ 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	適	否		
	ウ 出入口は、主たる経路に接続	適	否		
	エ 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置	適	否		
		腰掛便座	有・無		
		手すり	有・無		
		洗面器	有・無		
	鏡	有・無			
	カ 車椅子使用者が円滑に利用できる空間を確保	適	否		
	キ 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	適	否		
	ク 障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設置	適 (設置有)	否 (設置無)		
	ケ 出入口に、誰もが利用できる旨を分かりやすい方法で表示	適	否		
	(2) みんなのトイレのみで構成されている便所及びみんなのトイレを設けた場合と同等以上の機能を有すると認められる便所以外の便所の構造				
	ア 便所の出入口の有効幅員は、80cm以上	適	否		
		cm			
	イ 便所及び便所の出入口の戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	適	否		
	ウ 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	適	否		
	エ 便所の構造				
	(ア) 障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置	適 (設置有)	否 (設置無)		
		腰掛便座	有・無		
		手すり	有・無		
(イ) 出入口の構造					
a 有効幅員は、80cm以上	適	否			
	cm				
b 障害者等の通行の支障となるような段を設けない	適	否			
c 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	適	否			

	d 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	適	否		
	オ 男子用小便器は、手すり付きの床置き小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さ35cm以下) その他これらに類する小便器	適 (設置有)	否 (設置無)		
	カ 障害者等が円滑に利用できる構造で、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器の設置	適 (設置有)	否 (設置無)		
		手すり	適・否		
		鏡	適・否		
11 (略)					
12 標識及び案内設備	(1) 車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等及びみんなのトイレの標識を設置	適 (設置有)	否 (設置無)		
		駐車区画	適・否		
		エレベーター	適・否		
		みんなのトイレ	適・否		
	(2) 案内板その他の設備の設置				
	ア 車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等及びみんなのトイレの配置を表示した案内板を設置	適 (設置有)	否 (設置無)		
		駐車区画	適・否		
		エレベーター	適・否		
		みんなのトイレ	適・否		
	イ エレベーター等及びみんなのトイレの配置を点字及び文字の浮き彫り、音声等により視覚障害者に示すための設備を設置	適	否		
(3) (略)	(略)	(略)			
13~15 (略)					
16 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	(1) 利用者の案内、呼出しのための窓口等には、文字情報表示設備の設置	適	否		
	(2) 利用者の利用に供する会議室には、スクリーン等及びスクリーン等に文字を映し出せる機器の設置	適	否		
(新規)					

備考 (略)

(旧)

第6号様式（第3条、第5条、第9条、第10条、第13条関係）（公共交通機関の施設用）  
（用紙 日本産業規格A4縦長型）

適合状況項目表

名称					
所在地					
整備項目	整備基準	適合状況		備考	チェック
1～3 (略)					
4 便所	(1) 車椅子使用者用便所の設置	適 (設置有)	否 (設置無)		
	(2) 便所及び車椅子使用者用便所の出入口の構造				
	ア～エ (略)	(略)	(略)		
	(3)～(7) (略)	(略)	(略)		
5・6 (略)					

備考 (略)



(新)

第5号様式（第3条、第5条、第9条、第10条、第13条関係）（公共交通機関の施設以外の公共的施設（動物園等以外の公共的施設）用）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

適合状況項目表

名称					
所在地					
整備項目	整備基準	適合状況	備考	チェック	
1～7（略）					
8 便所	(1) 便所の構造				
	ア 車椅子使用者用便所の構造				
	(ア) 出入口は、主たる経路に接続	適	否		
	(イ) 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置	適	否		
		腰掛便座	有・無		
		手すり	有・無		
		洗面器	有・無		
	鏡	有・無			
	(ウ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるように、十分な空間を確保	適	否		
	(エ) 出入口に、車椅子使用者用便所である旨(介助用大型ベッドを設けた場合は、その旨を含む。)を分かりやすい方法で表示	適	否		
	イ 便所及びアに定める便所の出入口の構造				
	(ア) 有効幅員は、80cm以上	適	否		
		便所	cm		
		車椅子使用者用便所	cm		
	(イ) 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	適	否		
		便所	適・否		
		車椅子使用者用便所	適・否		
	エ 乳幼児用の椅子を設けた便所を設置し、便所の出入口に、その旨を分かりやすい方法で表示	適	否		
		設置	有・無		
		表示	適・否		
	カ 乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備の設置	適 (設置有)	否 (設置無)		
	ク 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	適	否		
	ケ 障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所の構造				
(ア) 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置	適	否			
	腰掛便座	有・無			
	手すり	有・無			
	洗面器	有・無			
	鏡	有・無			
(イ) 出入口に、障害者等が円滑に利用することができる構造の水 洗器具を設けた便所である旨を分かりやすい方法で表示	適	否			
コ 出入口に、障害者等が円滑に利用することができる構造を有する	適	否			

(新)

	便房等が設けられている旨を、当該便所の有する便房等に応じて、 分かりやすい方法で表示	車椅子使用者用便房	有・無			
		介助用大型 ベッド	有・無			
		乳幼児用の 椅子	有・無			
		乳幼児用の ベッド	有・無			
		水洗器具を 設けた便房	有・無			
	(2) (1)に定める構造の便所以外の便所の構造					
	ア 便所の出入口の有効幅員は、80cm以上	適	否			
		cm				
	イ 便所及び便房の出入口の戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	適	否			
	ウ 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	適	否			
	エ 便房の構造					
	(ア) 障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置	適 (設置有)	否 (設置無)			
		腰掛便座	有・無			
		手すり	有・無			
	(イ) 出入口の構造					
	a 有効幅員は、80cm以上	適	否			
		cm				
	b 障害者等の通行の支障となるような段を設けない	適	否			
	c 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後の高低差がない	適	否			
	d 床面は滑りにくい材料による仕上げ	適	否			
オ 男子用小便器は、手すり付きの床置き小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さ35cm以下)その他これらに類する小便器	適 (設置有)	否 (設置無)				
カ 障害者等が円滑に利用できる構造で、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器の設置	適 (設置有)	否 (設置無)				
	手すり	適・否				
	鏡	適・否				
9 (略)						
10 客室	(略)	(略)	(略)			
		(略)				
客室の構造	(1)～(5) (略)					
	(6) 便所の構造					
	ア 車椅子使用者用便房の構造					
	(ア) 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置	適	否			
		腰掛便座	有・無			
		手すり	有・無			
洗面器		有・無				
鏡	有・無					
(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるように、十分な床面積を確保	適	否				

(新)

	イ アに定める便房及び便所の出入口の構造					
	(ア)・(イ)	(略)	(略)			
	(7) (略)					
11 (略)						
12 標識及び案内設備	(1) 車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、8(1)に定める構造の便所又は授乳及びおむつ交換のための場所(介助用大型ベッドを便所以外の場所に設けた場合は、その場所を含む。)の標識を設置	適(設置有)	否(設置無)			
		駐車区画	適・否			
		エレベーター	適・否			
		8(1)の構造の便所	適・否			
		授乳・おむつ交換場所	適・否			
		介助用大型ベッド	適・否			
	(2) 案内板その他の設備の設置	ア 車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、8(1)に定める構造の便所又は授乳及びおむつ交換のための場所(介助用大型ベッドを便所以外の場所に設けた場合は、その場所を含む。)の配置を表示した案内板を設置	適(設置有)	否(設置無)		
			駐車区画	適・否		
			エレベーター	適・否		
			8(1)の構造の便所	適・否		
			授乳・おむつ交換場所	適・否		
			介助用大型ベッド	適・否		
イ エレベーター等、8(1)に定める構造の便所又は授乳及びおむつ交換のための場所(介助用大型ベッドを便所以外の場所に設けた場合は、その場所を含む。)の配置を点字及び文字の浮き彫り、音声等により視覚障害者に示すための設備を設置	適	否				
(3) (略)	(略)	(略)				
13~15 (略)						
16 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	(1) (略)	適(設置有)	否(設置無)			
	(3) 利用者の利用に供する会議室には、スクリーン等及びスクリーン等に文字を映し出せる機器の設置	適(設置有)	否(設置無)			
	(5) 利用者の利用に供する客席には、難聴者の聴力を補う設備を設置	適(設置有)	否(設置無)			
17 授乳及びおむつ交換場所	(1) 授乳及びおむつ交換のための場所の構造					
	ア 出入口は、乳幼児同伴者の利用に配慮した幅員を確保	適	否			
	イ 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	適	否			
	ウ 出入口は、主たる経路に接続	適	否			
	エ 出入口に、授乳及びおむつ交換のための場所である旨を分かりやすい方法で表示	適	否			

備考 (略)

(新)

第5号様式の2（第3条、第5条、第9条、第10条、第13条関係）（公共交通機関の施設以外の公共的施設（動物園等）用）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

適合状況項目表

名称				
所在地				
整備項目	整備基準	適合状況	備考	チェック
1～7（略）	(1) 敷地に接する道へ通ずる敷地内の通路の出入口の構造			
8. 便所	(1) 便所の構造			
	ア 車椅子使用者用便所の構造			
	(ア) 出入口は、主たる経路に接続	適	否	
	(イ) 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置	適	否	
	腰掛便座	有・無		
	手すり	有・無		
	洗面器	有・無		
	鏡	有・無		
	(ウ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるように、十分な空間を確保	適	否	
	(エ) 出入口に、車椅子使用者用便所である旨（介助用大型ベッドを設けた場合は、その旨を含む。）を分かりやすい方法で表示	適	否	
	イ 便所及びアに定める便所の出入口の構造			
	(ア) 有効幅員は、80cm以上	適	否	
	便所	cm		
	車椅子使用者用便所	cm		
	(イ) 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	適	否	
	便所	適・否		
	車椅子使用者用便所	適・否		
	エ 乳幼児用の椅子を設けた便所を設置し、便所の出入口に、その旨を分かりやすい方法で表示	適	否	
	設置	有・無		
	表示	適・否		
	カ 乳幼児用のベッドその他のおむつ交換のための設備の設置	適 (設置有)	否 (設置無)	
	ク 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	適	否	
	ケ 障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便所の構造			
(ア) 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置	適	否		
腰掛便座	有・無			
手すり	有・無			
洗面器	有・無			
鏡	有・無			
(イ) 出入口に、障害者等が円滑に利用することができる構造の水 洗器具を設けた便所である旨を分かりやすい方法で表示	適	否		
コ 出入口に、障害者等が円滑に利用することができる構造を有する 便所等が設けられている旨を、当該便所の有する便所等に応じて、 分かりやすい方法で表示	適	否		
車椅子使用者用便所	有・無			

(新)

		介助用大型 ベッド	有・無		
		乳幼児用の 椅子	有・無		
		乳幼児用の ベッド	有・無		
		水洗器具を 設けた便房	有・無		
	(2) (1)に定める構造の便所以外の便所の構造				
	ア 便所の出入口の有効幅員は、80cm以上	適	否		
		cm			
	イ 便所及び便房の出入口の戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない	適	否		
	ウ 床面は、滑りにくい材料による仕上げ	適	否		
	エ 便房の構造				
	(ア) 障害者等が円滑に利用できる構造の腰掛便座及び手すりを適切に配置	適 (設置有)	否 (設置無)		
		腰掛便座	有・無		
		手すり	有・無		
	(イ) 出入口の構造				
	a 有効幅員は、80cm以上	適	否		
		cm			
	b 障害者等の通行の支障となるような段を設けない	適	否		
	c 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後の高低差がない	適	否		
	d 床面は滑りにくい材料による仕上げ	適	否		
	オ 男子用小便器は、手すり付きの床置き小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さ35cm以下)その他これらに類する小便器	適 (設置有)	否 (設置無)		
	カ 障害者等が円滑に利用できる構造で、かつ、手すり及び鏡を適切に配置した洗面器の設置	適 (設置有)	否 (設置無)		
		手すり	適・否		
		鏡	適・否		
11 (略)					
12 標識及び案内設備	(1) 車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、8(1)に定める構造の便所又は授乳及びおむつ交換のための場所(介助用大型ベッドを便所以外の場所に設けた場合は、その場所を含む。)の標識を設置	適 (設置有)	否 (設置無)		
		駐車区画	適・否		
		エレベーター	適・否		
		8(1)の構造の便所	適・否		
		授乳・おむつ交換場所	適・否		
		介助用大型ベッド	適・否		
	(2) 案内板その他の設備の設置				
	ア 車椅子使用者用駐車区画、エレベーター等、8(1)に定める構造の便所又は授乳及びおむつ交換のための場所(介助用大型ベッドを便所以外の場所に設けた場合は、その場所を含む。)の配置を表示した案内板を設置	適 (設置有)	否 (設置無)		
		駐車区画	適・否		
		エレベーター	適・否		
		8(1)の構造の便所	適・否		
		授乳・おむつ交換場所	適・否		

(新)

		介助用大型 ベッド	適・否		
	<u>イ エレベーター等、8(1)に定める構造の便所又は授乳及びおむつ交換のための場所(介助用大型ベッドを便所以外の場所に設けた場合は、その場所を含む。)の配置を点字及び文字の浮き彫り、音声等により視覚障害者に示すための設備を設置</u>	適	否		
	(3) (略)	(略)	(略)		
13~15 (略)					
16 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	<u>(3) 利用者の利用に供する会議室には、スクリーン等及びスクリーン等に文字を映し出せる機器の設置</u>	適 (設置有)	否 (設置無)		
	<u>(5) 利用者の利用に供する客席には、難聴者の聴力を補う設備を設置</u>	適 (設置有)	否 (設置無)		
17 授乳及びおむつ交換場所	授乳及びおむつ交換のための場所の構造				
	<u>ア 出入口は、乳幼児同伴者の利用に配慮した有効幅員を確保</u>	適	否		
	<u>イ 戸は、障害者等が容易に開閉して通過できる構造で、かつ、前後に高低差がない</u>	適	否		
	<u>ウ 出入口は、主たる経路に接続</u>	適	否		
	<u>エ 出入口に、授乳及びおむつ交換のための場所である旨を分かりやすい方法で表示</u>	適	否		

備考 (略)

(新)

第6号様式（第3条、第5条、第9条、第10条、第13条関係）（公共交通機関の施設用）  
（用紙 日本産業規格A4縦長型）

適合状況項目表

名称					
所在地					
整備項目	整備基準	適合状況	備考	チェック	
1～3 (略)					
4 便所	(1) 車椅子使用者用便所の構造				
	ア 腰掛便座、手すり、洗面器、鏡等を適切に配置	適	否		
		腰掛便座	有・無		
		手すり	有・無		
		洗面器	有・無		
		鏡	有・無		
	イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるように、十分な空間を確保	適	否		
	(2) 便所及び(1)に定める便所の出入口の構造				
ア～エ (略)	(略)	(略)			
(3)～(7) (略)	(略)	(略)			
5・6 (略)					

備考 (略)